

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

◇ 告 示 保険薬剤師の登録(保険課)

国定公園の公園計画の決定(自然保護課)

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(中小企業課)

土地改良区の定款の変更の認可(二件)(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)(〃)

地籍調査事業計画の変更(〃)

公共測量の実施(管理課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(中小企業課)

告 示

鳥取県告示第八百二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機

関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
福 田 大	鳥薬第九二二二号	平成六年十一月二十二日

鳥取県告示第八百三号

自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第十二条第二項の規定に基づき、氷ノ山後山那岐山国定公園の公園計画を決定したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成六年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 利用施設計画

1 単独施設

施設の種類	位置
博物館施設	鳥取県八頭郡若桜町(春米)
運動場	鳥取県八頭郡若桜町(春米)
宿舎	鳥取県八頭郡佐治村(山王滝)
野営場	鳥取県八頭郡佐治村(山王滝)
2 歩道	

路線名

区間

氷ノ山周遊線

起点 鳥取県八頭郡若桜町(春米・歩道分岐点)

終点 鳥取県八頭郡若桜町(春米・歩道分岐点)

起点 鳥取県八頭郡若桜町(春米・歩道分岐点)

終点 鳥取県八頭郡若桜町(春米・国道公園境界)

氷ノ山仙谷登山線

起点 鳥取県八頭郡若桜町(春米・歩道分岐点)

終点 鳥取県八頭郡若桜町(春米・歩道分岐点)

鳥取県告示第八百四号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成六年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社ジュンテンドー	ホームセンタージュンテンドー 浜村店	気高郡気高町北浜二丁目三〇外

鳥取県告示第八百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、中山町畑地土地改良区の定款の変更を平成六年十一月二十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、佐陀川右岸土地改良区の定款の変更を平成六年十一月二十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百七号

若桜町が行う土地改良事業(農村総合整備モデル事業屋堂羅地区農道整備)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年十二月五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八号

東伯町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業倉坂地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年十二月五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定に基づき定められた地籍調査に関する県の計画に基づく平成六年度における智頭町、大栄町、東伯町及び淀江町が行う事業計画を次のとおり変更したので、告示する。

平成六年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行う者の名称		調査地 域		調査期間		調査面積 (平方キロメートル)	
変更前	後の別	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
八頭郡智頭町大字波多及び大字口波多の各一部	八頭郡智頭町大字波多、大字口波多、大字宇波及び大字宇波の各一部	八頭郡智頭町大字波多、大字口波多、大字宇波及び大字宇波の各一部	八頭郡智頭町大字波多、大字口波多、大字宇波及び大字宇波の各一部	〃	〃	三・八九	六・九五
東伯郡大栄町大字西高尾、大字東高尾、大字由良宿、大字妻波及び大字大谷の各一部	東伯郡大栄町大字西高尾、大字東高尾、大字由良宿、大字妻波、大字大谷、大字西園及び大字東園の各一部	東伯郡大栄町大字西高尾、大字東高尾、大字由良宿、大字妻波、大字大谷、大字西園及び大字東園の各一部	東伯郡大栄町大字西高尾、大字東高尾、大字由良宿、大字妻波、大字大谷、大字西園及び大字東園の各一部	〃	〃	四・七〇	七・一九
東伯郡東伯町大字中尾、大字榎下、大字金屋、大字杉下、大字森藤、大字法万、大字光好、大字鋤、大字美好及び大字三保の各一部	東伯郡東伯町大字中尾、大字榎下、大字金屋、大字杉下、大字森藤、大字法万、大字光好、大字鋤、大字美好及び大字三保の各一部	東伯郡東伯町大字中尾、大字榎下、大字金屋、大字杉下、大字森藤、大字法万、大字光好、大字鋤、大字美好及び大字三保の各一部	東伯郡東伯町大字中尾、大字榎下、大字金屋、大字杉下、大字森藤、大字法万、大字光好、大字鋤、大字美好及び大字三保の各一部	〃	〃	五・三四	五・五四

淀江町	変更前	西伯郡淀江町大字福岡の一部	〇・六六
	変更後	西伯郡淀江町大字福岡及び大字稲吉の各一部	〇・九六

鳥取県告示第八百十号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量（基準点測量、総合現況図作成及び地区界測量）
- 二 作業期間 平成六年十二月一日から平成七年三月二十七日まで
- 三 作業地域 鳥取市晩稲、南隈、賀露町、江津及び秋里地域

鳥取県告示第八百十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成六年一月二十六日 鳥取県指令受都計三一第一五号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古海字池ノ内二、字西加路田及び徳尾字下山崎
 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 鳥取市二階町一丁目二一八
 株式会社ウシオ
 代表取締役 潮 巽市

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する同法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成6年12月16日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成6年12月2日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 蓬 篤

○法第9条第2項の届出に係るもの

届出者の氏名又は名称	第二種大規模小売店舗の名称及び所在地	休業日数
株式会社スーパーマーケット サンズート	株式会社スーパーマーケットサンズート 岩美店 岩美郡岩美町大字浦富1105ー7外	無 休
有限会社湯所薬品	〃	〃
有限会社高橋カメラ店	〃	〃
門脇 弘	〃	〃
北村 晃	〃	〃